

平成14年8月8日  
事務連絡

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉担当者 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課支援費制度施行準備室

### 指定訪問介護事業者が指定居宅介護の事業を行う場合の要件等について

標記については、平成14年6月14日支援費制度当課長会議資料において解釈通知(案)としてお示ししたところであります。

特に、指定居宅介護事業所におくべき従業者については、「専ら障害者に係る指定居宅介護を行う従業者（ホームヘルパー）の数を常勤換算方法で1以上」とし、サービス提供責任者については「常勤の従業者（ホームヘルパー）であって専ら障害者に係る指定居宅介護を行う従業者（ホームヘルパー）のうち事業の規模に応じて1以上」としていたところですが、従業者（ホームヘルパー）の要件については、「専ら」を「主として」とし、「常勤換算方法で」を削除するとともに、サービス提供責任者の要件については、「常勤の従業者であって専ら」とあるのを「主として」と改正する予定でありますので、ご留意願います。なお、詳細については別表を参照して下さい。

おって、本件については、後日正式に通知を発出する予定であります。

(別表)

○「指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成14年  
 月 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の会議資料からの変更点  
 (\*数字は資料のページ数)

6 / 14 全国会議資料 解釈通知 (案)	変更点
250 指定居宅介護従業者の要件について	
(1) 従業者の員数 ① (中略) なお、指定居宅介護の提供にあたる従業者 <u>(ホームヘルパー)の要件については、検討</u> <u>中。</u>	(1) 従業者の員数 ① (中略) なお、指定居宅介護の提供にあたる従業者 <u>(ホームヘルパー)の要件については、別途</u> <u>お示しするところによる。</u>
252 指定訪問介護事業者が、指定居宅介護の事業を行う場合の要件について	
(4) 人員の特例要件について ① 介護保険法上の指定訪問介護事業者が、 指定居宅介護の事業を行う場合の要件につ いて ア 従業者（ホームヘルパー）について 当該事業所に置くべき従業者の員数は 、指定訪問介護事業所として置くべき訪 問介護員等の員数に加えて、専ら障害者 に係る指定居宅介護を行う従業者（ホ ームヘルパー）を常勤換算方法で1以上と すること。 なお、当該専ら障害者に係る指定居宅 介護を行う従業者以外の訪問介護員等が 、障害者に係る指定居宅介護を行う場合 は、常勤換算方法による勤務時間の算定 上、指定訪問介護事業者として人員基準 違反とならないよう留意されたい。  イ サービス提供責任者について 当該事業所に置くべきサービス提供責 任者の員数は、常勤の従業者（ホーム ヘルパー）であって専ら障害者に係る指 定居宅介護を行う従業者（ホームヘル パー）のうち事業の規模に応じて1以上と すること。 なお、指定訪問介護事業所のサービス 提供責任者が、当該支援費制度における	(4) 人員の特例要件について ① 介護保険法上の指定訪問介護事業者が、 指定居宅介護の事業を行う場合の要件につ いて ア 従業者（ホームヘルパー）について 当該事業所に置くべき従業者の員数は、 指定訪問介護事業所として置くべき訪問 介護員等の員数に加えて、専ら主として 障害者に係る指定居宅介護を行う従業者 （ホームヘルパー）を常勤換算方法で1 以上とすること。 なお、当該専ら主として障害者に係る 指定居宅介護を行う従業者以外の訪問介 護員等が、障害者に係る指定居宅介護を 行う場合は、常勤換算方法による勤務時 間の算定上、指定訪問介護事業者として 人員基準違反とならないよう留意された い。  イ サービス提供責任者について 当該事業所に置くべきサービス提供責任 者の員数は、常勤の従業者（ <del>ホームヘル            パー</del> ）であって専ら主として障害者に係る指 定居宅介護を行う従業者（ホームヘル パー）のうち事業の規模に応じて1以上と すること。 なお、指定訪問介護事業所のサービス 提供責任者が、当該支援費制度における指定

<p>指定居宅介護事業所に置くべきサービス提供責任者の業務を兼務することはできないこととされているので留意されたい。</p> <p>ウ 管理者について 指定訪問介護事業所の管理者が、指定居宅介護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。</p>	<p>居宅介護事業所に置くべきサービス提供責任者の業務を兼務することはできないこととされているので留意されたい。</p> <p>ウ 管理者について 指定訪問介護事業所の管理者が、指定居宅介護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。</p>
288	指定地域生活援助事業所の管理者について
<p>(2) 居宅介護の場合と同趣旨であるため、第3章第1節の(3)を参照されたい。</p>	<p>(2) 指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならないこととされたが、指定地域生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域生活援助事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
291	指定地域生活援助事業所の支援体制について
<p>(10) 指定地域生活援助事業所は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時等の対応等のため、知的障害者援護施設等のバックアップ施設との間の連携及び支援の体制を整えなければならない旨規定したものである。</p>	<p>(10) 指定地域生活援助事業所は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時等の対応等のため、<u>地方公共団体や社会福祉法人等であって、知的障害者援護施設等の施設を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等により、支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び支援の体制を整えなければならない旨規定したものである。</u>（「知的障害者地域生活援助事業の実施について」の一部改正について（平成14年5月14日障発第0514002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参照。）</p>